

## 昭和二十七年運輸省令第七十一号

## 離島航路整備法施行規則

離島航路整備法施行規則を次のように定める。

## (航路補助金の交付の申請)

**第一条** 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条の規定により航路補助金の交付を申請しようとする者は、航路ごとに、次に掲げる事項を記載した航路補助金交付申請書三通を、航路補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十一条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の前年度の五月三十一日(航路の新設その他特にやむを得ない理由がある場合にあつては、国土交通大臣の指定する日)までに、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 住所及び氏名(法人にあつてはその住所、名称及び代表者の氏名。以下同じ。)

二 航路補助金の交付を受けようとする離島航路事業の概要

三 航路補助金の交付を受けようとする理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る離島航路の運航計画書、航路整備計画書、航路損益見込計算書及び最近一年間の航路損益計算書を添附するものとする。

3 前項の運航計画書の記載事項のうち、使用旅客船(予備船を含む。)の明細については、海上運送法施行規則(昭和二十四年運輸省令第四十九号)第一号様式の例により記載するものとする。

4 第二項の航路整備計画書には、航路補助金の交付を受けようとする会計年度以降の三年間における当該離島航路に係る次に掲げる事項に関する計画を記載するものとする。

一 当該離島航路事業の合理化のため他の旅客定期航路事業者(海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第二条第四項に規定する旅客定期航路事業を営む者をいう。)とする次に掲げる事項

イ 合併又は分割

ロ 事業の譲渡及び譲受

ハ 海上運送法第二十八条の協定

ニ 当該離島航路の利用者の利便の増進のためにする使用旅客船の整備その他の運航計画の改善

(航路補助金の交付をする航路の決定)

**第二条** 航路補助金の交付をする航路は、国土交通大臣が、前条の申請に係る離島航路の中から、別に定める基準により、これを決定する。

2 国土交通大臣は、前項の規定により航路補助金の交付をする航路を決定したときは、その日から十日以内に、その旨を当該申請者に通知する。

## (運航計画変更の認可申請)

**第三条** 法第七条第一項の規定により運航計画の変更の認可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した運航計画変更認可申請書二通を、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更を必要とする理由

四 変更によりあらたに他の旅客定期航路事業と競争関係を生ずることとなる場合は、その概要

## (運航計画の変更の届出)

**第三条の二** 法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一 使用旅客船の船名、船舶の種類、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更

二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更(それぞれの変更後の数値が、航路補助金の交付をする航路の決定を受けた際の運航計画(当該運航計画について変更認可を受けた場合にあつては、変更後の運航計画のうち最近のもの)に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。)

三 航路補助金の交付をする航路の決定を受けた際の運航計画(当該運航計画について変更認可を受けた場合にあつては、変更後の運航計画のうち最近のもの)に記載された発着時刻の十分以下の変更

2 法第七条第二項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した軽微事項変更届出書二通を当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 変更した事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更した年月日

四 船舶の明細を変更した場合にあつては、当該船舶の運航開始日

五 変更を必要とした理由

## (航路損益計算書の提出)

**第四条** 補助航路事業者は、航路ごとに、航路補助金の交付を受けようとする会計年度の九月三十日を末日とする一年間の航路損益計算書三通を作成し、これを当該年度の十一月三十日までに、当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。



中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則 (昭和六〇年六月二十五日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年九月一日運輸省令第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十一号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二年一月二十九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十五日国土交通省令第三七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年六月二十八日国土交通省令第七九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成十八年四月二十八日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

## 別記様式〔第六条〕

(表)

6センチメートル

<p style="text-align: center;">(離島航路整備法抜萃)</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員にこの法律の規定により助成を受ける離島航路事業者の使用する船舶、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせることができる。</p>	<p style="text-align: center;">9センチメートル</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 発行 官職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">離島航路整備法第十七条第二項の規定による検査員の証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 限有効</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 (地方運輸局長) 運輸監理部長 印</p>
---	--

12センチメートル

(裏)

<p>第十八条 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人に呈示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。</p>
--	--